



予算・決算特別委員会

当委員会に付託された2議案の審査経過及び結果は以下のとおりです。

「平成28年度千代田区一般会計補正予算第2号」は、障害者福祉センターの維持補修工事に関する経費及び高校3年生相当年齢までの子どもを対象とするインフルエンザ予防接種費用の全額補助に関する経費の追加と、旧千代田保健所麴町庁舎解体工事に係わる新たな債務負担の設定をするものです。

質疑の結果、障害者福祉センターの維持補修工事では、今年1月から、新車両の風ぐるま(福祉バス)を運行しましたが、大型化したためピロティ内の車両回転盤が使用できず、施設内に停留所を設置することが困難になりました。そのため、停留所を施設より少し離れた場所に設置しましたが、施設利用者には不便な状況であることから、現行の車両回転盤を改修し、再度、施設内に停留所を設置するために補正予算を計上したこと。また、インフルエンザ予防接種費用の全額助成は、今年3月の第1回定例会で区議会が附帯決議したことを踏まえて、例年10月から実施している従来の費用助成での積算ベースでは年度末に予算が不足することが予想されるので不足分を補正予算で計上したこと。助成対象施設は、区内医師会に加入している指定医療機関と子どもの受診が多いことを踏まえて別途契約している日本大学病院の区内73カ所で接種した場合のみであること等が明らかになりました。質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決定しました。



「平成27年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」は、多岐にわたる分野の調査が必要なことから、企画総務、地域保健福祉、子育て文教の3つの分科会を設置し、詳細に調査を行いました。分科会の調査報告を受け、総括質疑に入り、千代田会館10階改修工事に伴う支出については、目的や工事費の積算の妥当性に疑義があること。また、高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」が取得した「和紙アート」の支出についても、取得金額や執行機関の意思決定過程に疑義があるとのことで、総括質疑2日目に審議時間を割き、それぞれの現地調査を実施しました。調査終了後、いずれの事項についても、疑義の解明ができないとの理由で委員から「監査請求に関する決議」の提案がありました。

この提案に対し、千代田会館10階改修工事では、観光協会への貸与の是非、和紙アートの取得では、選定過程に不透明さがあるなど、監査請求の段階ではなく、議会で是非を判断すべきであるとの意見がありました。

この結果、長時間にわたり審議してきましたが、多くの課題が明らかになるとともに、監査請求決議の提案も踏まえ、本議案を継続審査することを諮りました。

反対の意見として、分科会や総括質疑の審議過程で問題点は明らかになり、質疑も十分行われてきたことから結論を出すべきである、との意見がありました。

賛成の意見として、審議の中で答弁が十分でないことや、続けて審議しても答弁の正確性が確認できないこともあり、監査請求を行い、その結果等を勘案して判断したいことから

継続すべきである、との意見がありました。意見発表を終了し、採決を行った結果、賛成多数で本議案を継続して審査することに決定しました。



今定例区議会で可決した意見書・決議(要旨)

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

世界では全人類が生きていくのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1にあたる13億トンが無駄に捨てられています。まだ食べられる状態なのに捨てられてしまうのが食品ロスであり、半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しており、削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も必要です。

よって政府は、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減を進めるため、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

①削減目標や基本計画を策定し、食品ロス削減推進本部の設置及び担当大臣を明確化すること②加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図り、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること③飲食店での食品ロス削減に向けて、「飲食店で残さず食べる運動」などを全国に展開すること④家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。消費期限と賞味期限の違いなど理解促進のため学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること⑤フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、必要とする人に届ける仕組みを確立すること。さらに、災害時の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。(提出先) 内閣総理大臣、消費者担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣

次期介護保険制度改正における福祉用具・住宅改修の見直しに関する意見書

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進行し、高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

よって、千代田区議会は、政府に対し、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。